

## 令和6年度第3回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和6年8月19日(月) 14:57~15:23

### 場所

松山若草合同庁舎共用大会議室  
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

### 出席者

#### 公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

#### 労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、竹本委員、野村委員

#### 使用者代表委員

阿部委員、小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

#### 事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、  
河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 愛媛県最低賃金の改正決定について
- 3 その他
- 4 閉 会

### 議事

#### 賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。また、専門部会委員の皆様におかれましては、引き続きの審議会となりますが、よろしく願いいたします。

本日は、委員の皆様全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしく願いいたします。

森本会長

ただ今から、第3回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

また、報道機関の皆様には、撮影などにあたりましては、審議の妨げにならないこと、傍聴者のプライバシーに配慮していただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「愛媛県最低賃金の改正決定について」です。

愛媛県最低賃金の改正については、これまで専門部会で審議してまいりましたが、本日午前の第3回専門部会におきまして、全会一致で結審いたしました。

この結果について、専門部会の部会長としての立場から、御報告をいたします。

机上に「愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書」をお配りしておりますので、御確認下さい。

令和6年の愛媛県最低賃金の審議状況につきまして、本審の経過を含めて、御報告いたします。

7月8日の第1回本審では、「愛媛県最低賃金の改正決定について」愛媛労働局長から諮問を受け、愛媛県最低賃金専門部会を設置いたしました。

7月31日の第2回本審では、「愛媛県最低賃金の改正決定についての意見聴取」を行い、7件の意見書の提出がなされ、2名の方から意見の陳述をいただきました。

また、中央最低賃金審議会で答申された目安の伝達が行われました。

本年の目安答申は、「公益委員見解」の中で、政府方針及び最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議が行われました。賃金、労働者の生計費、通常の賃金支払能力について、各種調査によるデータを踏まえた上で、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費が重視されました。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意し、目安は5.0%（50円）を基準に検討されたこと、そして、地域間格差の是正を図ることを考慮してA、B、Cランク全てで50円の引上げ額の目安が示されました。

さらに、中賃では、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌しながら、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待するという見解も示されました。

8月2日には、第1回専門部会を開催し、部会長、部会長代理を選出して、会議の公開について審議した後、事務局から各種資料の説明がありました。

このときに、前年度までと同様、最新のデータをもとに令和4年度において最低賃金と生活保護との間に乖離がないことを確認し、専門部会報告に盛り込むことに合意しま

した。

その後、具体的な金額審議に入り、労使各側からは、金額改定審議にあたっての基本的な考え方について意見を述べていただきました。

労側委員からは、最低賃金は全国加重平均で1,004円となっているものの、愛媛は897円であり、時給1,000円を早期にクリアすることを念頭に置くこと、長引く物価高は、最賃近傍で働く労働者に与える影響が大きいため、審議に当たっては生計費を重視したいこと、Bランクの愛媛県の総合指数を見ても、総合指数で愛媛県を下回るCランク県以上の最低賃金額が必要であること、人材不足は大きな問題であり、愛媛県においてもパートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金平均額が1,000円を超えていること、法人企業統計を見ても企業の経常利益は堅調に推移しており、通常の事業の賃金支払い能力については問題ないことなどの意見が表明されました。

使用者側委員からは、物価上昇に伴う生計費の上昇など、最低賃金を引き上げることの必要性は理解できるが、通常の賃金支払い能力を超えた過度の引き上げ負担が使用者に負わないようにすること、指標としては、賃金改定状況調査結果の第4表の賃金引き上げ率や中小企業の賃金の状況を対象とした調査結果などが考えられるが、賃金の引き上げは、防衛的に行っており、事業実績を伴わない引上げを行っている企業が多いことも念頭に置くこと、目安金額の引上げとなった理由の物価上昇は、昨年と比較した上昇率の議論も必要であること、過大な影響が発生しないように、影響率にも注目することなど、金額提示はこれらデータに基づいて行うとの意見が表明されました。

8月9日に開催された第2回専門部会では、労使各側の基本的な考え方にに基づき、引き続き、金額提示がなされましたが、意見に隔たりがあるため継続審議となりました。

続いて、本日8月19日午前10時から開催されました第3回専門部会では、労使各側からさらに歩み寄る形で金額提示をいただき、議論を重ねましたが、最終的に労使の意見の一致には至らず、公益案を提示することになりました。

公益委員で協議を行い、専門部会で提示した公益案について、簡単に説明いたしますので、お手元の専門部会報告を御覧下さい。

公益案に至った考え方は、物価の上昇が長きにわたって継続している現状におきましては、本年度の審議にあたって、最賃法第9条第2項の三要素の中でも、特に労働者の生計費を重視した最低賃金の引き上げが必要ではないかと考えました。

そして今時における春闘の賃上げ交渉の妥結交渉を踏まえた最低賃金の引き上げが必要だと判断しました。

最後に、最低賃金の地域間格差の縮小も必要だと考えました。愛媛から都会部へはもちろんのこと、中四国や九州など、近隣他県への人材流出を抑制して、人材を確保する点から、最低賃金の地域間格差の縮小は本年度必要であると考えました。

愛媛県は、各種経済指標とか、総合指標に基づいて昨年度ランクがBランクになりましたが、現行の最低賃金額897円はCランクの近隣他県と同等、もしくはそれを一部下

回る水準にあります。

従って、Bランクの愛媛県としては、このような状況を鑑みた上での最低賃金の引き上げも必要ではないかと考えました。

そのほか、審議の中で色々な各種統計資料を参考にしました。それらの資料、あと、労働者側の見解、使用者側の見解、これを総合的に考慮しまして、公益委員として公益案を提示させていただいたところです。

この公益案ですけれども、具体的には時間額 956 円、引上げ額 59 円を提示させていただきました。

採決の結果、労使様々な意見がある中で、全会一致で結審いたしました。

専門部会において全会一致で結審いたしましたので、「審議会は、あらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」との最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、午前中に行われた専門部会にて既に愛媛労働局長に対して答申しておりますが、この場で改めて、愛媛労働局長に答申書を交付させていただきたいと思っております。

森本会長

それでは、答申します。

( 答申文を会長から局長へ手交 )

森本会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

( 賃金指導官から答申文を朗読 )

森本会長

ただ今の内容が、当審議会の答申となります。

答申を受けまして、局長から御挨拶があると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

局長

皆様大変お疲れ様でございました。

改めて答申をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

森本会長をはじめ、公労使の委員の皆様におかれましては、本年の地域別最賃の改定にあたりまして、専門部会、本審を通じて熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほどの森本会長からの御報告にもありましたけれど、様々な観点から御検討いただいたということで、大変感謝しております。

今年度は中央最低賃金審議会から、全てのランクで過去最も高い 50 円という額が目安で示されました。森本会長のお話に重複するのですが、今年度は春闘や各種調査で、過去最高水準の賃上げとなった一方で、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇が続いていること、特に最低賃金に近い賃金水準の労働者の生計費を重視して、地域間格差の是正を図ることを考慮した結果、過去最高の全ランク 50 円の目安が示されたということです。

愛媛県はBランクに位置づけられまして、地域間格差の是正という観点での御議論という難しい判断を求められたかと思いますが、真摯かつ丁寧な御議論を重ねられまして、全会一致で結論をお出しいただけましたことに、深く感謝申し上げます。

この度いただきました答申につきましては、法令に基づき、手続きを経た後、発効する手続きになりますので、関係労使団体、そして、自治体の皆様にも御協力をいただきながら、効果的な周知を務めていきたいと思っております。中でも中小企業・小規模事業所に対する支援策も併せて周知していきたいと思っております。

今回の答申にあたりましては、業務改善助成金の更なる活用促進に向けた制度の拡充や、価格転嫁交渉の支援、年収の壁の環境整備等、政府全体に関する御要望もいただきました。御要望の内容は、厚生労働省本省に伝えるとともに、労働局といたしましても中小企業・小規模事業所に対する支援などの施策などを確実に進めていきたいと思っております。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度の円滑な運用につきまして、御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

委員の皆様、ありがとうございました。

森本会長

ありがとうございました。

当審議会については、法令の手続きに基づき、異議申出の手続きがございますので、異議申出の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きにつきましては、最低賃金法第 11 条第 1 項に基づき、本日、愛媛労働局の掲示板に公示いたします。

県内の労働者又は使用者は、同条に基づき、公示のあった日から 15 日以内に、愛媛労働局長に異議を申し出ることができることとなっております。

本年は、公示日の翌日から起算して 15 日を経過する日は、9 月 3 日(火)となり、この日までに行われた申出が受理されることとなります。

異議の申出があった場合は、同条により、労働局長から審議会に意見を求めることとなりまして、翌開庁日の9月4日(水)に第4回本審を開催し、審議いただくこととなります。

説明は以上でございます。

森本会長

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、9月3日(火)までに異議の申出があった場合は、労働局長から審議会に意見を求めることになっており、翌開庁日9月4日(水)に第4回本審にて審議することとなります。

ただ今の説明につきまして、御質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

森本会長

それでは、議事を進めます。

議事項番3「その他」の議題について、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(発言なし)

森本会長

それでは、事務局から次回の開催について、御案内をお願いします。

賃金室長

今後のスケジュールについて説明いたします。

次回、第4回本審は、

9月4日(水)10時00分から、松山若草合同庁舎7階共用大会議室におきまして開催いたします。

第4回本審では、異議審のほか、特定最賃の改正の必要性についての答申、改正諮問を予定しております。

事務局からは以上でございます。

森本会長

ほかになければ、これをもって第3回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様お疲れさまでした。